

経営革新計画促進融資

この資金の特徴

- ☑ 一般保証とは別枠で保証を利用するため、一般保証枠を使わずに融資を受けることが可能な資金です。
- ☑ 最大1億円まで利用可能・金利優遇ありとメリットが大きく、保証料率が一定となります。

次のような方におすすめです

- 新商品・新サービスの提供など新たな取り組みを行うため経営革新計画を策定し、実施する方

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1億円	1億円
		設備・運転併用の場合は、合計1億円	
利率	5年超10年以内	年1.0%以内	平成29年4月1日から 平成29年9月30日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	年0.9%以内	
	1年超 3年以内	年0.8%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として、代表者を連帯保証人とし、代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.77%以内)	

資金使途

設備資金	運転資金
経営革新計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



本資金のご利用に当たっては、計画作成段階から金融機関とご相談されることをお勧めします。
また、融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融資対象者、受付場所等については裏面をご覧ください。

融資対象者

経営革新計画促進融資は、次の全てに該当する中小企業者（個人及び会社等）及び中小企業組合を対象としています。 ※NPO法人は対象外

- 1 経営革新計画の承認を受けて県内で実施する。
- 2 信用保証対象業種^(※)を営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

- 3 申込みの日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる。
- 4 事業税等を滞納していない。
- 5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1）	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書（様式28）	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し（設備資金の場合）	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・経営革新計画に係る承認書・承認を受けた計画書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会（中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会）

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

